

# 麴氏高昌国時代の参軍汜顛祐の遺言状をめぐる

町 田 隆 吉

## 一、はじめに

中国西北部の新疆ウイグル自治区を東西に走る天山山脈東部南麓に位置するトゥルファン盆地は、古くから東西交渉の要地として栄えてきた。かつてのオアシスのひとつ、高昌故城の北側には、ここに生きた人々にとっての永久の眠りの地であるアスターナ古墓群が広がっており、そこからは三〜八世紀にわたる様々な文物が発掘されている。そのなかのひとつに、七世紀前半、すなわち麴氏高昌国時代の末期に参軍とよばれる官職についていた汜顛祐という人物の遺言状がある。

汜顛祐の遺言状が出土したアスターナ一〇号墓は一九六四年に発掘されたもので、文書の整理者が付した説明によれば、この墓は一男一女及び男児一人からなる三人の合葬墓で、随葬衣物疏はないとある【唐（主編）一九九四、一一〇一頁】。但し、稚拙な文字で「傳阿歛」と刻まれている土塊（高さ三八cm×幅二五cm×厚さ一二cm）が出土していることから【侯・呉二〇〇三、六四九〜六五〇頁】<sup>①</sup>、この墓は傳阿歛とその妻およびその息子の合葬墓であると考えられている。ここから出土した文書は三人の紙鞋のそれぞれから拆出されており、本稿でとりあげる汜顛祐の遺言状は、そのうち女性の紙鞋（二七〜四二号文書）を構成していた一部（三八、四一、四二号文書の三点）である。<sup>②</sup>女性の紙鞋から拆出された文書のうち、紀年の最も古いものは麴氏高昌国の延寿四（六二七）年、最も新しいものは唐の龍朔元（六六一）年で、傳阿歛の妻と見なされている女性は七世紀後半、龍朔元年以降に没したと考えられる。

## 二、参軍氂頭祐の遺言状

### 1. 遺言状の概要

まず、氂頭祐の遺言状の全文を移録しておきたい。<sup>(3)</sup>

【史料1】高昌延寿四(六二七)年参軍氂頭祐遺言文書(写・録) 【唐(主編) 一九九四、二〇四〇～二〇五頁／国家文物局は  
か(編) 一九八三、七〇～七一頁】

(一)

- 1 延壽四年丁亥歲、閏四月八日、参軍 顯祐 身平生在
- 2 時作夷(∥遺)言文書。石宕渠蒲(∥葡)桃(∥萄)壹園与夷(∥姨)母。東北放(∥坊)中城里舍壹□
- 3 塙(∥區)与俗人女歛資。作人做得与匭□
- 4 婆受壹、合子壹、与女孫阿□
- 5 壹具阿夷。出官中依(∥衣)常(∥裳)壹圓、
- 6 阿夷得蒲桃壹園、生死盡自得用。
- 7 師女、阿夷盡身命、得舍中柱(∥住)。若不舍中柱、不得賃舍与余人。舍要得壹
- 8 堅(∥間)。阿夷身不出、養生用具是阿夷勿(∥物)。若阿夷出趣余人去、養生用具盡
- 9 □□。國言文書同有貳本、壹本在夷母邊、壹本在俗人女、師女貳人邊。
- 10 □□

在夷母邊 在俗人女 師女 貳人邊

(64TAM10 : 38)

(一)

民 國  
部 圖

2 1  
3 2  
4 3  
是沱顯祐存在時守(≡手)書  
卷(≡券)

(64TANM10 : 41)

(三)

臨坐

祀部? 祀部?

左親侍左右員延伯

(64TANM10 : 42)

このうちU字形に裁断された(一)は紙鞋の上部にあたり、(二)(三)はいずれも紙鞋の底にあたる。(二)の2・3・4行目の上方、2行目の「民」字の上に親指の先がくるように、天地逆に朱色の手形(右手)が捺されている。また、(三)の1・2行目の上方、「臨坐」のところに親指の付根のあたりがくるように、やはり手形(右手)が朱色で捺されている(但し、人差し指の部分までが残っているに過ぎない)。また、整理者は指摘していないが、(二)の手形の下にも薄い朱色で手のひらの部分が捺されているのが認められる(いずれの手形も紙が裁断されているため不完全である)。なお、この録文では、(二)の2行目(原録文では1行目に相当)の前に「民部」の二字の左側の残画が認められるので、それを1行目として付け加えて

いる。

この遺言状（「夷（＝遺）言文書」）は、（二）の3・4行目に「これは汜顯祐が生きている時に手ずから書いた券である（是汜顯祐存在時守「＝手」書卷「＝券」）」と記されていることをふまえれば、汜顯祐自筆の遺言状と見なしてよいように思われる。全体に右上がりの書体で、（一）の1行目にはやや大きめの「顯祐」の二字が前後を少し空けたうえで書かれている。それにしても参軍という官人身分にあった人物の遺言状にしては、同音の別字で代用している事例がいささか多いようにも思える。もちろん「葡萄」を「蒲桃（＝蒲桃）」と記すような麴氏高昌国時代の文書に頻繁に認められる用例はともかくも、たとえば、2行目の「夷言文書（遺言文書）」・「蒲桃壹箇（葡萄一箇）」・「夷母（姨母）」・「東北放（東北坊）」、3行目の「壩（區）」、5行目の「阿夷（阿姨）」・「依常（衣裳）」、7行目の「得舍中柱（得舍中住）」、8行目の「堅（間）」・「阿夷勿（阿姨物）」などの用例は、この遺言状に特有なものであろう。この同音の別字で代用する点については、異体字の問題とともに同時代の文書全体のなかで考えてみる必要があるが、本稿の趣旨とはいささか離れてしまうので、今は指摘するだけにとどめておきたい。また、（三）の1行目の「臨坐」は大きな文字で書かれており、同じく2行目の「延伯」は別筆のように見える。なお、整理者は、1行目の「臨坐」の下の欠けている文字を□で囲んだ上で「祠主」と読み解いているが、残画から判断する限り、そのような見えない。まず、「祠」字の「示」偏は確認できるが、残っている旁（つくり）の部分から、これを「司」と見なすことはむづかしい。あるいは「祀」字の可能性もなしとしない。その下の「主」字であるが、最後の横画の残部は、実見できる範囲でも斜め右下から筆が入り、次第に細くなって行の中央あたりで完全に途切れてしまっている。したがって、この横画を含めて「主」字と見なすことはできない。そこで、この横画をその次の文字の一部であると考えると、「示」偏の文字の下の部分は「部」字の残部という可能性も出てくる。不確かではあるが、あるいは、ここは「祀部」と釈文できるものかもしれない。また、整理者が推測したように、この部分が仮に「祠主」であったとするならば、七世紀前半に存在する「祠主」とは何をさすのであろうか。すでに別稿【町田二〇〇一】で言及したことがあるように、中国に仏教が伝わった一世紀頃から

四・五世紀頃までのあいだ、仏寺は、地域差はあるものの「祠」と呼ばれ、その管理者は「祠主」——のちの三綱のひとつ「寺主」——と呼ばれていた。「祠」に代わって「寺」が使用されるようになってからは、当然「寺主」と呼ばれ、かつ吐魯番文書でもそのように表記されるようになっており、したがって「祠主」の呼称が吐魯番盆地で七世紀前半まで継続して使用されていたとは到底考え難く、こうした点からも(三)の「行目を「祠主」と読みとることには問題があるように思われる。この時代の遺言状の書式がいかなるものであったかという点については、ほかに具体的な事例が存在しないため、あくまでも推測にすぎないけれど、「臨坐」(遺言状の立会人)を必要としており、その一人として左親侍左右の員延伯とともに「祀?部?」の某も遺言状の作成に立ち会っていたのではないかと思われる。

## 2. 遺言状の書式・手続き

遺言状には、生前に自分の後継者を決めたりするなどの身分上の行為に関するものと、財産の処分に関するものがあると思われる【仁井田一九八〇B、四二七頁】。この分類にしたがえば、氾頤祐の遺言状は後者にあたる。

氾頤祐の遺言状から見ると、七世紀前半の麴氏高昌国において、少なくとも一定の書式や手続きが存在したように思われる。とはいえ、この時期の事例はこれのみであるので、輕輕に論じることには問題があるが、ひとまず検討の俎上<sup>(4)</sup>にのせて後にそなえたい。

遺言状の法的手続きについては、近年、釈文が紹介された張家山漢簡の「二年律令」によると、前漢初期における遺言状作成の場合、郷部嗇夫が遺言者の依頼を受けてこれに参与しており、その上ではじめて法的効力が認められるようになっていた。<sup>(4)</sup>また、宋代については、『清明集』の内容を検討された仁井田陞氏が、「遺言は遺言者によって官に届出で、これに官印をうけることを要したものと思われ」、くわえて「口頭をもって遺言を述べ、官はこれに公憑を給する場合も含むものとも或は解釋されよう」と述べておられる【仁井田一九八〇B、四二九頁】。両者は、時代こそ離れてはいるが、遺言状がその遺言

能力を保證されるには何らかの形で官（公権力）の関与、すなわち証明を必要としていたことがわかる。ところが、唐代及び宋初に行われた喪葬令の条文には「もしも亡くなった人が生前に自ら遺言によって（家産の）処分を行ない、その証拠が明らかでない場合は、この令を用いない（若し亡人存時、自有遺囑處分、證驗分明者、不用此令）」【仁井田一九九七、一四六六頁】と見えるだけで、遺言の方式を具体的には定めておらず、証拠が明らかであることだけを求めているように見える【仁井田一九八〇B、四二八頁】。遺言状の書式についても、すでに仁井田氏が検討しておられるので【仁井田一九八三、六三八〜六四九頁】、ここでは、これらをふまえつつ、汜顛祐の遺言状を和訳しながら、その書式や手続きについて考察してみたい。

まず、(一)の冒頭（1〜2行目）に

延寿四（六二七）年、丁亥の歲、閏四月八日、參軍の顛祐は身（みず）から平生在（いま）す時、遺言状（「夷言文書」）を作る。

とあり、作成年月日とともに、參軍の官職にある汜顛祐本人が生前に作成したことが明記されている。先に取り上げた喪葬令では、「亡くなった人が生前に（亡人存時）」自ら遺言状を作成するとしているが、この「亡人存時」の部分は、汜顛祐の遺言状の冒頭部分と対応しているように思われる。加えて、この内容は、(二)の3・4行目に「これは汜顛祐が生きている時に手ずから書いた券である」と記されていることも符合している。

ついで、2〜5行目には、家産ごとの相続内容が具体的に示されている。

石宕渠の葡萄園一カ所は「おば」（姨母）、母の姉妹）に与える。（高昌城内）東北坊中城里の家屋敷一区画は俗人の娘の歿資に与える。作人の倣得は出家した娘（師女）に与える。…婆受？ひとつと台子（ふたつきのはこ）ひとつは孫娘の阿？

に与える。…壹具は「おば」(に与える)。官中の衣裳ひとそろえを出売して…

この部分はU字型に裁断されているため、内容の明らかでない面も含まれているが、ここに記された家産こそ参軍の氾頭祐が残すことのできたすべてであったようであり、そのひとつひとつについて本人の意思による具体的な分割相続の指示が付されている。それに続けて、6〜9行目に、これらの家産のうち、とりわけ不動産にかかわる付帯事項が示されている。

「おば」は葡萄園一カ所を得て、生きていくかぎり自ら使用することができる。…出家した娘と「おば」は生命(いのち)の尽きるまで家屋敷に住むことができる。もしも家屋敷に住まないからといってそれを他者に賃貸することはできない。家のうち一間(ひとま)に住住できることを約束する。「おば」が自ら家を出ない限り、養生の用具(生活用具)は「おば」のものである。もしも「おば」が家を出て他者のもとに趣くようならば、生活用具はすべて…。

そして、末尾(9行目)に

遺言状は同様に二通作り、そのうち一通は「おば」の手許に、もう一通は俗人の娘と出家した娘二人の手許におく。

と記されており、家産分割を受ける人物のもとに遺言状が手渡される旨が明記されている。

以上から、遺言状に記されるべき内容として、まず作成年月日と作成者(「生前」であることを明記)、ついで相続させようとする家産及び相続後(分割後)の家産の個人別内訳、(必要に応じて)相続後の家産に関する付帯事項、作成された遺言状の数とそれを受け取る人物の指定などが含まれていたことがわかる。また、遺言状が実物であることの証拠として、遺言状に

遺言者本人の手形が朱で捺されることになっていたと思われる。加えて、遺言状によって家産の所有権に移動が生じることになるため、それが税役の負担の変更に関連する場合もあり、また遺言状が財産争いの際の証拠ともなることから、(三)に見える「臨坐」(立会人)の署名も必要とされ、そうした内容をそなえた遺言状は、(二)にあるように、麴氏高昌国の中央官庁である民部に届け出る必要が生じたのではないかと推測される。こうしてはじめて遺言状の法的効力が公権力(麴氏高昌国)によって認められることになったのではないだろうか。但し、これが、麴氏高昌国における遺言状の一般的な手続きであったのか、あるいは、汜顥祐が参軍という中央官人であったためなのか、今のところ明らかではない。<sup>(5)</sup>また、(三)に「臨坐」のひとり左親侍左右の員延伯の署名(「延伯」は別筆)が見えることから、先にふれたように、遺言状の作成にあたっては立会人を必要としていたこともわかる。

このように、汜顥祐の遺言状の場合、遺言状そのものは遺言者本人によって生前作成されており、上述したように、前漢初期において遺言者の依頼を受けた郷吏(郷部番夫など)がその作成に関与しているのとはいささか異なっている。

遺言状の作成は、「人世のたそがれがせまったこと(桑榆已逼)を自覺した家長が、死後の財産争いを未然に防ぐために行う」生前の行為のひとつであり、「遺言者の死亡によって効力を発生する種類のものではな」と仁井田氏はいわれる【仁井田一九八〇A、五六四頁・五七九頁】。汜顥祐の遺言状から知り得る限りでは、そこに記された相続人は「おば」(母の姉妹)、俗人の娘の汜歎資、出家した娘、孫娘といった女性のみで、後継の男子は存在しないように思われる。つまり、このままでいけば戸絶になるわけで、汜顥祐の死後における財産争いを防ごうとすることだけでなく、残された家族の生活をいかに保障するかという点にその目的があったようにも見える。それは、葡萄園の使用にかかわる「おば」の排他的な権利や娘の汜歎資に与える家屋敷に「おば」と出家した娘が同居できる権利が記されているところなどに明瞭に現れているといえよう。



### 三、 汜頭祐の家族構成

次に遺言状から知ることができる汜頭祐の家族構成はどのようなものであろうか。遺言状に見える家族を書き出せば、

「夷母」(阿夷)

「俗人女歡資」

「師女」

「女孫」

の四人ということになる。

遺言状のなかで、まず相続人の第一にあげられているのは「夷(＝姨)母」であり、葡萄園一カ所が与えられている。「姨母」とは「おば」の意であり、母親の姉妹を意味する。<sup>(6)</sup>したがって、同宗の「おば」(父の姉妹)ではなかったことになる。

この女性は無婚のまま家にとどまっていたのか、出嫁したが離別などの理由で帰宗していたのかは明らかではない。汜頭祐が母の姉妹である「おば」を引き取って扶養していた理由は詳らかではないけれども、おそらく身寄りがなく生活の面倒をみるものがないかったことに起因するのであろう。すなわち、戸籍上はどのような扱いであったか詳らかではないが(麴氏高昌国の戸籍制度も明らかではない)、汜頭祐は、母親の姉妹(「おば」)をも家族の一員として生活をともししていたことになる。<sup>(7)</sup>

そのため、自らの死後、その扶養がなされなくなるのを心配して家産の一部である葡萄園を与えることにしたのであろう。さらに「おば」は葡萄園一カ所を得て、生きている限り自ら使用することができる」という他者の使用権を排除する付帯事項の部分は、まさしくそうした心配りの表明にほかならない(なお、この件については、娘たちも了解済みだったと思われる)。ただ、こうした同宗ではない「おば」などへの家産(それも不動産)を遺贈する例がほかにあるのかどうか定かでないが、やはり稀な事例だったのでないかと思われる(但し、上述の唐代から宋初にかけて行われたといわれる喪葬令には、戸絶にな

ろうとするような場合、娘がいれば葬儀などの必要経費をのぞいた財産を相続することが認められていたが、別途、遺言者によって生前に作成された、明らかに証拠のある遺言が存在する場合には、この令の限りではないと述べられていることから、麴氏高昌国時代においても同宗以外の親族に対して遺言による家産の遺贈が行われる可能性はあったかもしれない【仁井田一九八三、一四六六頁】。

遺言状によれば、氾顛祐には二人の娘がいたことが知られる。そのひとり、俗人の娘、氾歛資（「俗人女歛資」）は家屋敷を遺贈されている。遺言状が作成された時、この娘は未婚のまま家にいたのか（在室女）、出嫁したが離婚したため、もしくは夫が亡くなり子どもがいなかったため実家にもどっていたのか（帰宗女）、明らかではない。もうひとりはお家した娘（「師女」ニ尼、法名不明）であり、作人（隸属民）の倣得が与えられている。この出家した娘は、仏寺に居住していたわけではなく、「おば」と同様に氾顛祐の家に同居していたようであり、そのことは、遺言のなかに

出家した娘と「おば」は生命（いのち）の尽きるまで家屋敷に住むことができる。

との文言からもうかがい知ることができるであろう。

そのほかにも孫娘（「女孫」）がいたようであるが、この人物がどのような係累なのか明らかではない。嫁いだ娘が夫の死後、寄る辺を失い、その娘（氾顛祐にとっては外孫）をともなって実家にもどり父・氾顛祐を頼って生活をおくっていた場合、あるいは息子夫婦がいたが、すでに亡くなり、残されたその娘（内孫）を養育していた場合などが考えられるが、これもこの遺言状だけでは明らかにできない。

ちなみに、遺言状が作成された延寿四（六二七）年の時点で氾顛祐に妻が存在していたかどうかという点についても詳らでない。なぜなら、家長による遺言状にその妻が遺言の対象者として現れることはないからであり、それは妻が家を管掌する

ことはないためであるといわれる【西脇二〇〇〇、三二二頁】。

氾頭祐の遺言状に記された主な遺贈物として、生産手段である葡萄園、労働力である作人、居住空間である高昌城内東北坊中城里の家屋敷がある。この三者は、家長である氾頭祐を中心とする生活を維持していく上で、緊密に結びつけられ葡萄園の経営も行われていたものと考えられる。自らの死後、これらが分割相続されることで、「おば」や娘たちの生活に支障がでるのを懸念した氾頭祐は、俗人の娘の氾歛資に遺贈する家屋敷に、「おば」も出家した娘もそれぞれ部屋を得て同居できることを遺言状に明記したものと考える。こうした配慮によって、当面、残される家族の生活が保障され、葡萄園の経営も維持されることを期待したのではないだろうか。

#### 四、むすびにかえて

遺言状が書かれて四年半後、次のような家屋敷の売買契約文書が作成された。最後に、それを移録し、若干の検討を付すことで本稿の結びにかえたい（なお、この売買契約文書も遺言状とともに女性の紙鞋から拆出されたものである）。

【史料2】高昌延寿八（六三一）年孫阿父師買舍券（写・録）【唐（主編）一九九四、二〇六頁／国家文物局ほか（編）一九八三、七二頁】（傍線は自筆部分、（ ）は補訂部分）

- 1 □□匚辛卯歲十一月十八日、孫阿父師從匚□□
- 2 匚東北坊中城里舍壹壩、即交与舍價銀錢參伯文。錢即畢、舍
- 3 （即）付。舍東共郭相憲舍分垣。舍南詣道。々南郭養々舍分垣。
- 4 □匚。匚匚翟左海舍分垣。舍肆在之内、

5 「□若後有人何盜惚侶

6 「□舍中有皇金伏藏、行舍

7 「□舍行上新草、出糞處盡依

8 舊。若後有人何盜惚侶者、仰本主了。貳主和同立卷、々成之後、各不

9 廻返悔、(々々)者壹罰貳入不悔者。民有私要、々行貳(主)、各自署名為信。

10 □中阿耆女舍中得兩澗舍用、蓋宕

倩 書 賈 □ □ □ □

11 「圓□□買舍去時舍

時 □ □ □ □ □ □

(64TAM10:37)

これによれば、延寿八(六三一)年十一月十八日に汜頭祐の家屋敷、すなわち俗人の娘の汜歛資が相続するはずであった家屋敷は、孫阿父師に売却されることになった。その理由は詳らかでないが、売主として汜頭祐の名が存在していることから(但し、「汜頭」は残画で、「祐」字は見えない)、この時点で汜頭祐はまだ存命していたものと考えられる。おそらくこのころにはすでに致仕していたと推測されるから、家屋敷の売却は(俸禄などの収入を失っていたためであろうか)何らかの理由で金銭を必要としたことに由るものであったろう。ここには、「家屋敷の値段の銀錢三百文(舍價銀錢參伯文)」とあり、これがほかの買舍契にみえる金額と比べて高額であったことから、中央官人である汜頭祐の家屋敷が広壮だったことを現わしているとの池田温氏の指摘がある【池田一八八八】。ここで注目すべきは、末尾の10行目の「倩書 賈□□」と11行目の「時□□□」の上に小さく記された二行の内容である。すなわち、

□中阿耆女舍中得兩澗(≡問)舍用、蓋宕

と記されたこの部分には、破損しているため明らかでない内容も含まれているが、孫阿父師に家屋敷を売却する際に、そのうちの二部屋については「阿普・女」（おそらく「阿普」＝「おば」と「女」＝二人の娘？）の居住を認めるという留保条件が盛り込まれたものと理解できる。これを契約文書のなかに書き加えさせているのは、自らの死後における「おば」や娘二人の生活を保障してやりたいと願う氾頭祐の配慮から出たものである。

なお、池田氏は、この家屋敷の売買契約文書には、売買の時に先にあげた氾頭祐の遺言状（おそらく俗人の娘の氾歛資と出家した娘に与えられた一通）が付されていたため、これらはともに二次利用されて紙鞋にされたものと理解しておられる【池田一九八八】。すなわち、遺言状は、家屋敷の売却の際に、その証拠書類の一部として孫阿父師のもとに渡されたものであり、それはこうした遺言状が、魏氏高昌国において承認され法的効力を有していたからにはかならない。

現在のところ知られている氾頭祐に関する出土文書はこの二点のみであり、その後の氾頭祐と残された家族の消息をうかがうことはできない。

【参考文献略号】

【中文】（五十音順）

- 1 侯燦・呉美琳 二〇〇三 『吐魯番出土磚誌集注』、巴蜀出版社
- 2 国家文物局古文獻研究室・新疆維吾爾自治區博物館・武漢大學歷史系（編） 一九八三 『吐魯番出土文書』第五冊、文物出版社
- 3 中國文物研究所・新疆維吾爾自治區博物館・武漢大學歷史系（編）、唐長孺（主編） 一九九四 『吐魯番出土文書』【貳】、文物出版社
- 4 張家山二四七號漢墓竹簡整理小組（編） 二〇〇一 『張家山漢墓竹簡』二四七號墓』文物出版社

【邦文】（五十音順）

- 1 荒川正晴・關尾史郎 二〇〇〇 「トゥルフアン出土文書調査」『唐代史研究』第三号
- 2 池田 温 一九八八 「吐魯番・敦煌文書にみえる地方城市の住居」(唐代史研究会編『中国都市の歴史的研究』刀水書房)
- 3 仁井田陞 一九八〇A 『補訂中国法制史研究』奴婢農奴法・家族村落法、東京大学出版会
- 4 仁井田陞 一九八〇B 『補訂中国法制史研究』法と慣習・法と道徳、東京大学出版会
- 5 仁井田陞 一九八三 『唐宋法律文書の研究』(復刻版)、東京大学出版会
- 6 仁井田陞(池田温編集代表) 一九九七 『唐令拾遺補』東京大学出版会
- 7 西脇常記 二〇〇〇 『唐代の思想と文化』創文社
- 8 町田隆吉 二〇〇一 「中国古代仏寺称谓攷一祠と寺」(桜美林大学国際学部『国際学レビュー』第一三号)

註

- (1) 【侯・吳二〇〇三、六四九頁】には、「傳阿觀」と刻された「土塊」の写真が掲載されているが、その文字は不鮮明である。穆舜英「吐魯番阿斯塔那古墓群出土墓志登記(概銘)表」『新疆文物』二〇〇〇年第三・四期、二四五頁)にも「土塊」(刻字一行、高さ三八cm×幅二五cm×厚さ一二cm)とあるが、【唐(主編)一九九四、二〇一頁/国家文物局ほか(編)一九八三、六三頁】は、傳阿觀の「墓碑」が出土したと記している。

- (2) 女性の紙鞋から拆出された文書は次の通りである。①三七号文書：紙鞋の側面(高昌延寿八(六三二)年孫阿父師買舍券)、②三八号文書：紙鞋の上部十四一号文書：紙鞋の底+四二号文書：紙鞋の底(高昌延寿四(六二七)年參軍汜顯祐遺言文書)、③三九号文書：紙鞋の上部(唐龍朔元(六六一)年孫沙弥子夏田契)、④四〇号文書：紙鞋の底+紙鞋の上部(唐孫沙弥子夏田契)【唐(主編)一九九四】。ちなみに、三八号文書は天地二七・五cm×左右二二・四cm、中央部U字形の切れこみは、幅八・五cm、長さ一六・三cmである。四一号文書は天地二八cm×左右一三cm、四二号文書は天地二七・九cm×左右二二・二cmである。このうち、②は、池田温氏が述べておられるように【池田一九八八】、①の舎に関する売買行為にともなう必要書類として付されていたものと考えられる。なお、①(②を伴う)の買舎契の買主は孫阿父師、③と④の租田契の租田人は孫沙弥子というように、契約当事者の一方がともに孫氏という同姓にかかわる文書であっ

たことがわかる（その名も「阿父師」「沙弥子」とあるように仏教と関係しているように見える）。孫氏と墓主である傅氏との関係は詳らかではないが、何らかの理由で孫氏の契約文書が傅氏もしくはその葬儀担当者の手にもたらされ、それを材料にして女性の紙鞋が製作されたのであろう。

(3) 沱頭祐の遺言状の移録にあたっては、一九九八年に実見したときの記録・写真及び二〇〇四年に撮影されたデジタル画像にもとづき釈文をあらためたところがある。このうち、一九九八年八月には大阪大学の荒川正晴氏を研究代表とする吐魯番文書調査（平成九年度三菱財団学術研究助成：「トゥルファン出土漢語文書の研究」）に個人の資格で参加させていただき、そのおり同文書を実見し写真撮影を行うことができた【荒川・關尾二〇〇〇】。また、二〇〇四年八月には、新潟大学の關尾史郎氏を研究代表とする吐魯番文書調査（平成十五年度三菱財団人文科学研究助成：「トゥルファン出土漢文文書の史料学的・文字学的研究とデータベース化」）が行われた。筆者は共同研究者のひとりであったが、事情により調査に参加できなかったため、あらかじめ当該文書に対するデジタル撮影をお願いしておいたところ、快く引き受けていただき、その画像を入手することができた。代表の關尾史郎氏をはじめ共同研究者でデジタル撮影および画像の整理にあられた岩本篤志氏、同じく共同研究者の片山章雄氏ならびに研究協力者の諸氏に心よりお礼を申し上げる。

(4) 前漢の呂后二年（前一八六年）に施行されたとされる張家山漢簡「二年律令」戸律のなかに「：民欲先令相分田宅、奴婢、財物、郷部嗇夫身聽其令、皆參辨券書之、輒上／如戶籍。有爭者、以券書從事。毋券書、勿聽。所分田宅、不爲戶、得有之、至八月書戶、留難先令、弗爲券書、／罰金一兩。」とあることから【張家山二〇〇一、一七八頁】、「先令」＝民の遺言状（財産分割に関する）作成にあたって郷部嗇夫が関与していたことがわかる。この部分に関しては、例えば、李均明「張家山漢簡所見規範繼承的法律」『中国歴史文物』二〇〇二年第二期）、尹在碩「睡虎地秦簡和張家山漢簡反映的秦漢時期后子制和家系繼承」『中国歴史文物』二〇〇三年第一期）などを参照。また、「二年律令」に先んじて江蘇省儀徵県からは前漢末・平帝の元初五年（五年）の「先令券書」＝遺言状が発見されており、このなかでも「県郷三老、都郷有秩、左」などの郷吏が「先令券書」の作成に関わっている。これに関する論文（邦文）としては、例えば西川素治「漢代の遺言状―江蘇儀徵浦一〇一號墓出土「先令券書」について―」『栗原益男先生古稀記念論集 中国古代の法と社会』汲古書院、一九八八年）、同「漢代の遺言状」補説―『先令券書』の釈文をめぐって―『駿台史学』第七八号、一九九〇年）、杉本憲司「江蘇省儀徵県の前漢墓出土の『先令券書』―前漢時代の貧についての一考察―」『布目潮瀨博士古稀記念論集 東アジアの法と社会』汲古書院、一九九〇年）などを参照。これらから、前漢代では遺言状作成に郷吏などの関与があっただけで遺言状に法的効力が生じたことがわかる。

(5) (二)に民部とあることについて、池田温氏は、「高昌国の官序に届け出られた点が明らかである」と述べておられる【池田一九八八】。但し、このことが遺言状にかかわる手続きの一部であるかどうかといった点については言及されていない。

(6) 「夷(姉)母」について、『説文解字』第十二下には「姨、妻之女弟、同出爲姨、从女夷聲」とあり、段玉裁はこの箇所の最後に「後世謂母之姉妹曰姨母」と注している。すなわち『説文解字』は「姨」を「妻の女弟(姉)」で「同出」、つまり「ともにすでに嫁したものと」解し、段玉裁は「のちに母の姉妹を姨母と謂う」ようになったとする。なお、『爾雅』卷上「釈親」は「妻之姉妹、同出爲姨」とし、「姨」を「妻の姉妹」とする。一方、『釈名』卷三「釈親屬」は「母之姉妹曰姨」といい、段玉裁の注と同じように「母の姉妹」を指すとする。ここでは、「夷(姉)母」とあるので、母親の姉妹、すなわち「おば」と理解しておきたい。

(7) 氾顛祐のように、異性の「おば」(≡同宗でない「おば」、母の姉妹)と同居している事例を、残存する唐代西州の戸籍の中から探し出してみようとする、意外に少ないことに気付く。例えば、「唐開元四(七二六)年西州柳中泉高寧鄉籍」のなかに、江義宣(二十一歳)を戸主とする戸籍があり、そこには母の張(四十一歳)、弟の抱義(十五歳、開元二年籍後死)、弟の義珎(十五歳)、妹の壽持(十三歳)とともに、叔母の俎渠(五十七歳、丁寡、篤疾、面目盲)が付されている。つまり、江義宣は異性である俎渠氏の「おば」と同居しているわけであるが(池田温『中国古代籍帳研究 概観・録文』東京大学出版会、一九七九年、二四三頁)、これも稀な例であろう(但し、母の姓である張氏とも姓を異にしており、この「叔母」が戸主の江義宣と具体的にどのような関係にあるのかは不明である)。なお、西州の戸籍における家族構成に関しては、楊際平・郭鋒・張和平『五—十世紀敦煌的家庭与家族關係』(岳麓出版社、一九九七年)に付された「唐代西州戸籍手実所見家庭結構」(唐西州神龍三年(七〇七)点籍様所見家庭結構)(四七—五六頁)などの表を参照されたい。